

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(秘書広報室の分課及びその分掌事務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>私学・情報公開担当の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>法務指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>6～10 [略]</p> <p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(秘書広報室の分課及びその分掌事務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>行幸啓担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>行幸啓、行啓及びお成りに関すること。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>私学・情報公開担当の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査等</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>法務指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>政策法務担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>政策法務に関すること。</u></p> <p>6～10 [略]</p> <p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p>

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

政策担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

調整担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

分権推進担当の分掌事務

(1) 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること

。

(2) 他の都道府県との連携に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

3～5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関すること。

(2) 定住交流の促進に関すること。

(3) 地域振興に関するプロジェクトに関すること。

(4)～(9) [略]

交通担当の分掌事務

(1) [略]

7 [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

政策担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること (ふるさと振興担当の主管に属するものを除く。)。

(2)～(4) [略]

[略]

調整分権担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること

。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 他の都道府県との連携に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

ふるさと振興担当の分掌事務

(1) 人口問題に関する総合的な政策の立案及び推進に関すること。

3～5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関すること (地域連携推進担当の主管に属するものを除く。)。

(2) 定住交流の促進に関すること (地域連携推進担当の主管に属するものを除く。)。

(3) 地域振興に関するプロジェクトに関すること (地域連携推進担当の主管に属するものを除く。)。

(4)～(9) [略]

交通担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 自動車運転代行業に関すること。

地域連携推進担当の分掌事務

(1) 地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

7 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

[略]

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活衛生担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

7 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

災害廃棄物処理管理担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理の管理に関すること (災害廃棄物処理技術担当の主管に属するものを除く。)。

災害廃棄物処理技術担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理技術に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること (新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に係るものを除く。)。

[略]

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活衛生担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 理容師及び美容師の養成施設に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

7 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物施設整備担当の分掌事務

(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活福祉担当及び指導生保担当の分掌事務

(1) [略]

[略]

指導生保担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 生活困窮者の自立支援に関すること。

(5) [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

こころの支援・療育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 自殺総合対策に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

[略]

療育センター整備担当の分掌事務

(1) 新たな岩手県立療育センターの整備に関すること。

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

(5) 社会福祉主事の養成機関及び講習会に関すること。

(6) 社会福祉士及びその養成施設に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

[略]

3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活福祉担当及び指導生保担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 生活困窮者の自立支援に関すること（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

[略]

指導生保担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

5 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 介護福祉士及びその養成施設に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

地域包括ケア推進担当の分掌事務

(1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

こころの支援・療育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) 新たな岩手県立療育センターの整備に関すること。

(11) [略]

[略]

自殺総合対策担当の分掌事務

(1) 自殺総合対策に関すること。

7 子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

結婚支援担当の分掌事務

(1) 結婚支援に関すること。

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

医務担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療  
エックス線技師及び歯科技工士に関すること。

(9) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士  
に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

地域医療推進担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

金融・商業まちづくり担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

被災企業支援担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支  
援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務は、次のとおりと  
する。

ものづくり振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

5・6 [略]

7 企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 県土地開発公社に関すること。

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

医務担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工  
学技師及び義肢装具士並びにこれらの養成施設並びに診療  
エックス線技師及び衛生検査技師に関すること。

(9) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士  
並びにこれらの養成施設に関すること。

(10) [略]

(11) はり師、きゅう師、はり師及びきゅう師並びに柔道整  
復師の養成施設に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

地域医療推進担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 救急救命士の養成施設に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

金融・商業まちづくり担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

4 ものづくり自動車産業振興課の分掌事務は、次のとおりと  
する。

ものづくり産業振興担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

[略]

5・6 [略]

7 企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

企業立地推進担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(6) [略]

8 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(15) [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

復興推進担当の分掌事務

(1) [略]

復旧対策担当の分掌事務

(1) 農林水産業の災害復旧に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

特定課題担当の分掌事務

(1) 農林水産業に関する特定課題に関すること。

3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

流通改善担当の分掌事務

(1) 農林水産物の流通改善及び消費宣伝に関すること。

(2) [略]

(3) 主要食糧の需給の安定に関すること。

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

7 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調査担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

[略]

8 [略]

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1) 水稻の生産振興に関すること。

(2) [略]

(5) [略]

8 雇用対策・労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(12) [略]

(13) 契約審議会に関すること。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(15) [略]

(16) 県産米戦略室

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

復興推進担当の分掌事務

(1) [略]

3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

流通改善担当の分掌事務

(1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関すること (県産米戦略室の主管に属するものを除く。)。

(2) [略]

(3) 主要食糧の需給の安定に関すること (県産米戦略室の主管に属するものを除く。)。

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

7 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調査担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 農業及び農村の活性化の施策に関する総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

[略]

8 [略]

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

水田農業担当の分掌事務

(1) 麦及び大豆の生産振興に関すること。

(2) [略]

(3) 水稻の種苗に関すること。

(4)～(6) [略]

[略]

10～16 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

3～5 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 [略]

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画広報担当及び管理担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

企画広報担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(3) 水稻、麦及び大豆の種苗に関すること。

(4)～(6) [略]

[略]

10～16 [略]

17 県産米戦略室の分掌事務は、次のとおりとする。

県産米戦略担当の分掌事務

(1) 水稻の生産振興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 米の販売推進に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(3) 米の流通改善及び消費の宣伝に関すること。

(4) 米の需給の安定に関すること。

県産米生産振興担当の分掌事務

(1) 水稻の生産振興に関すること。

県産米販売推進担当の分掌事務

(1) 米の販売に関する事業の推進に関すること。

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 [略]

2 復興推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 県土地開発公社に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3～5 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 [略]

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当及び企画広報担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

管理担当の分掌事務

(1) 局内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(2) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の特別接伴に係る関係機関との連絡調整に関すること。

企画広報担当の分掌事務

(1) 国体の企画及び実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 国体及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の広報に関すること。

(3) 局内の予算に関すること。

管理担当の分掌事務

(1) 局内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。

県民運動担当の分掌事務

(1) [略]

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生、医療及び救護並びに警備及び消防に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

競技式典担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。

[略]

5 障がい者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 障害者スポーツ大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の広報に関すること。

県民運動担当の分掌事務

(1) [略]

募金・企業協賛担当の分掌事務

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の募金及び企業協賛に関すること。

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

施設調整担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設の整備に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の施設整備及び管理に関すること。

(3) 国体及び障害者スポーツ大会の警備及び消防に関すること。

輸送・宿泊担当の分掌事務

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。

(2) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生並びに医療及び救護に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

競技担当の分掌事務

(1) [略]

式典担当の分掌事務

(1) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。

[略]

5 障がい者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。

大会運営担当の分掌事務

(1) 障害者スポーツ大会の企画及び実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

大会競技担当の分掌事務



(土木部)

第28条 [略]

2 [略]

3 次の表の名称の欄に掲げる出張所を県南広域振興局土木部北上土木センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
西和賀出張所	[略]	

4 出張所の分掌事務は、別に定める。

5 [略]

6 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の広域振興局土木部又は土木部土木センターの欄に掲げる広域振興局土木部又は土木部土木センターに置かれるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

<u>広域振興局土木部又は土木部土木センター</u>	<u>ダム建設事務所</u>	位 置
<u>盛岡広域振興局土木部</u>	<u>築川ダム建設事務所</u>	<u>盛岡市</u>
<u>沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター</u>	<u>津付ダム建設事務所</u>	<u>気仙郡住田町</u>

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、道路都市、河川港湾又は復興の事務を掌理
	農林水産部	農政担当技監、農村整備担当技監、林務担当技監及び水産担当	するとともに、部長若しくは局長に事故があるとき、又は部長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

(1) 障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。

(土木部)

第28条 [略]

2 [略]

3 次の表の名称の欄に掲げる出張所を県南広域振興局土木部北上土木センターに置き、整備事務所を沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
西和賀出張所	[略]	
住田整備事務所	<u>気仙郡住田町</u>	<u>気仙郡</u>

4 出張所及び整備事務所の分掌事務は、別に定める。

5 [略]

6 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため盛岡広域振興局土木部に置かれる次の表のダム建設事務所の欄に掲げるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

<u>ダム建設事務所</u>	位 置
<u>築川ダム建設事務所</u>	<u>盛岡市</u>

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	環境生活部	[略]	上司の命を受け、環境、医務、農政、農村整備、林務、水産、 <u>漁港</u> 、道路都市、河川港湾又は復興の事務を掌理するとともに、部長若しくは局長に事故があるとき、又は部長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	農林水産部	農政担当技監、農村整備担当技監、 <u>水産担当技</u>	

	技監	
	[略]	
	[略]	
政策推進室	政策監	[略]
	調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項調整担当及び分権推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	評価課長	[略]
	分権推進課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項分権推進担当の分掌事務を掌理する。
科学 I L C推進室	[略]	

	監及び漁港担当技監	
	[略]	
	[略]	
政策推進室	首席ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項ふるさと振興担当の分掌事務を掌理する。
	政策監	[略]
	調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項調整分権担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項ふるさと振興担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	評価課長	[略]
地域振興室	地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
科学 I L C推進室	[略]	

競馬改革 推進室	[略]	
	課	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
広域振 興局	[略]	[略]
地域振興 センター 、総務セ ンター、 県税セン ター、保 健福祉環 境センタ ー、農林	[略]	[略]

競馬改革 推進室	[略]	
県産米戦 略室	県産米戦 略監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米戦略担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県産米生 産振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米生産振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県産米販 売推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第12条第17項県産米販売推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
課	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
広域振 興局	[略]	[略]
地域振興 センター 、総務セ ンター、 県税セン ター、保 健福祉環 境センタ ー、農林	[略]	[略]

振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所		
[略]		
[略]		[略]
ダム建設事務所	[略]	
[略]		
[略]		

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、主査通信技師、主査消防教官、主査	[略]

振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、 <u>整備事務所</u> 、ダム管理事務所及びダム建設事務所		
[略]		
[略]		[略]
<u>整備事務所</u> 及びダム建設事務所	[略]	
[略]		
[略]		

2・3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、 <u>首席児童福祉司</u> 、首席児童指導員、首席技術指導員、助教授、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、講師、主査通信技師、主査	[略]

社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員

[略]

消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員

[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
盛岡広域振興局	[略]		
	保健福祉環境部	保健福祉室	[略]
			健康推進課
			児童障がい福祉課
		[略]	[略]
[略]			
県南広域振	[略]		

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
盛岡広域振興局	[略]		
	保健福祉環境部	保健福祉室	[略]
			保健課
			福祉課
		[略]	[略]
[略]			
県南広域振	[略]		

興局	土木部	[略]
	[略]	
	北上土木センター	[略] 建築指導課
	[略]	
沿岸広域振興局	[略]	
興局	土木部	[略]
	[略]	
	大船渡土木センター	[略]
	津付ダム建設事務所	
[略]		

別表第2

- [略]
- 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境センター	
[略]			
3 [略]	[略]	[略]	
4 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

興局	土木部	[略]
	[略]	
	北上土木センター	[略] 建築指導課 西和賀出張所
	[略]	
沿岸広域振興局	[略]	
興局	土木部	[略]
	[略]	
	大船渡土木センター	[略]
	住田整備事務所	
[略]		

別表第2

- [略]
- 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境センター	
[略]			
3 [略]	[略]	[略]	
3の2 生活困窮者の自立支援に関すること。	○	○	沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター及び県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センターに限る。
4 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。	[略]		県南広域振興局保健福祉環境部の保健福祉環境センターを除く。
[略]			

[略]

3・4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
秘書広報室	秘書課	管理課長
[略]		
環境生活部	[略]	
	廃棄物特別対策室	再生・整備課長 <u>災害廃棄物対策課長</u> <u>災害廃棄物処理企画担当課長</u>
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	経営支援課	金融・商業まちづくり担当課長
	ものづくり自動車産業振興課	自動車産業振興課長
	[略]	
	観光課	[略]
	雇用対策・労働室	[略]
農林水産部	[略]	
	農村計画課	<u>企画調査担当課長</u> 団体指導・国営担当課長
	[略]	
	漁港漁村課	<u>漁港担当課長</u> 海岸担当課長
[略]		
国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	企画広報担当課長
	競技式典課	冬季競技担当課長

3・4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
秘書広報室	秘書課	管理課長 <u>行幸啓課長</u>
[略]		
環境生活部	[略]	
	廃棄物特別対策室	再生・整備課長 <u>廃棄物施設整備担当課長</u>
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	経営支援課	<u>新事業・団体支援担当課長</u> 金融・商業まちづくり担当課長
	ものづくり自動車産業振興課	<u>ものづくり産業振興担当課長</u> 自動車産業振興課長
	[略]	
	観光課	[略]
	<u>企業立地推進課</u>	<u>企業立地推進担当課長</u>
雇用対策・労働室	[略]	
農林水産部	[略]	
	農村計画課	<u>企画調査課長</u> 団体指導・国営担当課長
	[略]	
	漁港漁村課	<u>漁港課長</u> 海岸担当課長
[略]		
国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	<u>管理担当課長</u> <u>企画広報担当課長</u> <u>県民運動担当課長</u>
	施設課	<u>施設調整担当課長</u> 輸送・宿泊担当課長
	競技式典課	<u>競技担当課長</u> <u>式典担当課長</u> 冬季競技担当課長
	障がい者スポーツ大会課	<u>大会競技担当課長</u>

[略]

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
岩手県中央 保健所		[略]	
		健康推進課	
		児童障がい福祉課	
		[略]	
[略]			

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
岩手県中央家 畜保健衛生所		衛生課	
		防疫課	
		[略]	
岩手県南家 畜保健衛生所		衛生課	
		防疫課	
[略]			

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県職業能	[略]

[略]

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
岩手県中央 保健所		[略]	
		保健課	
		福祉課	
		[略]	
[略]			

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
岩手県中央家 畜保健衛生所		大家畜課	
		中小家畜課	
		[略]	
岩手県南家 畜保健衛生所		大家畜課	
		中小家畜課	
[略]			

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
[略]	

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県職業能	[略]



力開発審議会	
岩手県農政審議会	[略]
[略]	

力開発審議会	
岩手県契約審議会	県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号）第9条の規定により、適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県農政審議会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第2条－第4条関係）				別表第1（第2条－第4条関係）				
	組 織				組 織			
知事 の 先 機 務 部 局	[略]			[略]				
	出 先 機 務 部 局	広域振興 局	盛岡広域 振興局	[略]	広域振興 局	盛岡広域 振興局	[略]	
			保健福祉 環境部	[略]			保健福祉 環境部	[略]
			[略]				[略]	
	[略]			[略]				
	出 先 機 務 部 局	沿岸広域 振興局	[略]	[略]	沿岸広域 振興局	[略]	[略]	
			土木部	[略]		土木部	[略]	
			土木セ ンター	[略]		土木セ ンター	[略]	
	[略]			[略]				
	[略]			[略]				
農林水産 部に属す る出先機 関	岩手県中央家畜保 健衛生所	衛生課長		岩手県中央家畜保 健衛生所	中小家畜課長			
		[略]			[略]			
[略]			[略]					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。